

議第175号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年2月19日提出

京都市長 門川大作

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

第1条 京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 雇用対策事業特別会計 本市が行う雇用対策事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため

第2条 京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年4月1日前における市街地再開発事業特別会計に係る歳入歳出の出納については、同年5月31日までの間は、なお従前の例による。

提案理由

雇用対策事業特別会計を設置するとともに、市街地再開発事業特別会計を廃止する必要があるので提案する。